

令和3年11月 文書質問及び回答

1 質問者 春日隆司議員

2 質問事項 道路の通行規制について

質問の内容・要旨	回答
<p>国・道・町道において、工事や災害等の理由で通行が規制（通行止・片側相互交通等）される場合があります。</p> <p>道道下川愛別線は、8月18日から12月20日まで、地すべり工事に伴い、長期間通行止めとなっています。</p> <p>通行止めの場合、迂回路が確保されることは必須であり、本線の場合、帯広方面との往来には士別又は滝上を迂回することとなります。迂回には相当な距離で時間ロスがあります。</p> <p>ご案内のとおり、本線は下川と道東等を結ぶ重要な物流道路と通勤路線として、地域の経済等に大きな役割を担っており、通行止めにより甚大な影響があります。</p> <p>車の往来に対する影響を最低限にするため、片側交互交通規制が取れなかったのか、との疑問も生じます。</p> <p>そこで、次の点についてお尋ねします。</p> <p>① 国道、道道が通行規制をする場合、事前に町への説明、協議、通知などがありますか。</p> <p>② 協議、説明などがないとするならば、町から要望等を行い、協議することは可能な仕組みとなっておりますか。</p> <p>③ 今後、事前に協議等をさせていただくことが、経済活動、町民生活とて、必要であると考えますが、可能でしょうか。</p> <p>④ 今後、町内での道路整備や公共事業の実施にあたっては住民への丁寧な説明が必要ではないでしょうか。</p>	<p>① 緊急的な場合を除き、下川町内にある国道・道道を通行規制する場合は、事前に町への説明があり、規制内容等を協議しております。規制内容・日時等が決定次第、告知端末等で住民にお知らせしております。また、緊急的な場合は、規制箇所及び日時の通知があり、この場合も分かり次第告知端末等で住民にお知らせしております。</p> <p>②・③ 下川町内にある国道・道道を通行規制する場合は、事前に町への説明があり、規制内容等を協議しております。</p> <p>④ 町内の道道を管理する旭川建設管理部に確認したところ、道路線形の変更など工事完了後に道路の使用形態に変化がある場合は、地先住民に対して事業主体者が工事説明会を行っているとのことですが、今回の下川愛別線工事の場合は、工事完了後に道路の使用形態に変化がないこと、地先に住民がおらず説明対象者を限定できないことから住民説明会は行っておらず、今後も同様のケースの場合は説明会を行う予定はない旨の説明を受けています。</p> <p>また当該工事個所は、平成28年の豪雨による法面崩壊後、過去7回にわたり通行止めを行っており、今回行う対策工事では法面崩壊箇所の掘削を行うため、地滑りの不安及び崩壊の恐れがあり、一般交通の安全を担保できないことから通行止めをして工事を行うとの説明を受けています。</p> <p>このことから、今後においては、住民にご理解いただけるよう丁寧なお知らせができるように心がけてまいります。</p>